



こども医療費支給制度のご案内



問／子育て支援課 内2645 ☎463-2834

こども医療費支給制度は、お子さんが健康保険の適用となる医療を受けた場合に、医療費の全額または一部を支給するものです。健康保険対象外の医療は医療機関に内容を確認のうえ受診してください。

この制度を利用するには、登録手続きが必要となります。医療を受けてから一定期間が経過すると、医療費の申請ができなくなりますので、出生や他市からの転入で新たに対象となった方はお早めに手続きをお願いします。



対象者

市内に住所を有している中学校3年生までのお子さんで国民健康保険または社会保険の加入者
※ほかの医療制度等（国・県公費負担医療、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費等）を受給の場合は、そちらが優先されます。



対象となる医療費

《未就学児・小学生》入院費および通院費
《中学生》入院費のみ
※いずれも健康保険が適用となる医療費が対象となります。対象医療費について、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。



医療費の支給方法

現物給付

朝霞地区四市（朝霞、和光、新座、志木）の医療機関へ通院する場合は、窓口での支払いは不要（現物給付※）です。受診の際には、①お子さんの健康保険証、②こども医療費受給資格証を、医療機関で提示してください。

償還払い

朝霞地区四市以外の地域で通院する場合や入院（朝霞地区四市を含む）された場合は、窓口での支払いが必要となり、後日市への申請により医療費を支給（償還払い）します。
※1か月の間にひとつの医療機関での自己負担額が21,000円を超える場合は、その月の医療費は償還払いとなります。なお、この分の医療費支給にあたりましては、高額療養費、附加給付の支給状況を確認させていただきます。



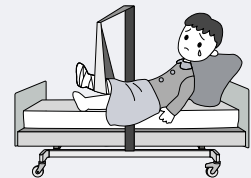
受給資格登録手続き

《未就学児・小学生》

- ①申請者：お子さんの主たる生計の維持者
- ②用意するもの：お子さんの加入している健康保険証（予定でも可）、お子さんの生計維持者名義の金融機関預金通帳（内容の分かるものでも可）
- ③申請場所：子育て支援課、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所
※郵送での手続きも可能です。
《宛先》〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所子育て支援課あて
- ④受給資格証：登録後、「こども医療費受給資格証」を郵送で交付します。朝霞市からの転出、対象年齢に到達などの理由で受給資格がなくなった方は、受給資格証を市へ返却、または、ご自身で処分いただきますようお願いいたします。

《中学生》

入院費のみが対象となります。お子さんが万一入院された場合は、一旦、医療費を窓口でお支払い後、市へ受給資格登録手続きと医療費の請求を行ってください。手続き方法は未就学児・小学生と同じです。



※手続き等の詳細については、市ホームページからご覧になれます。また、申請書類もダウンロードすることができます。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

公立保育園、小・中学校（以下「各施設」といいます。）の管理下での負傷、傷病によって通院・入院し、初診から治療までの自己負担額が1,500円以上ある場合は、各施設で加入の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が適用されます。「こども医療費」は申請しないようお願いします。

医療機関を受診する際、その旨を申し出てください。なお、手続きの詳細については、各施設の担当者へご相談ください。

